○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第四までの様式中「平成」を「平成・令和」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）を実施するため、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成」を「令和」に改める。

様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛

農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令

（農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第一条　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第四までの様式中「平成　年」を「　年」に改める。

（農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部改正）

第二条　農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成十七年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号及び別紙様式第二号中「平成　年」を「　年」に改める。

（漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部改正）

第三条　漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成二十年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「平成　年」を「　年」に改め、別紙様式第二号中「平成　年」を「　年」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十条の二第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

総務大臣　石田　真敏

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

別紙様式第一号、別紙様式第一号の二及び別紙様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。